

# 維新

# JOURNAL 号外



## 大阪維新の会

おおさかいしんのかい

■発行元: 大阪維新の会 大阪市議員団  
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3-20 (大阪市委)

<http://ishinnokai-osakashikai.jp>

■編集: 木下誠・広田かずみ・守島正・丹野壮治・本田リエ・市位謙太

### <訂正とお詫び>

3月30日に発刊致しました維新ジャーナル vol.5 にて、「大阪市労働組合連合会がカードの作成した目的・交付範囲・交付方法・回収方法・その使用状況などを明らかにし、リストは誰が、何の目的で加工したのか、を明らかにすべき」という旨を記した、我が会派の3月16日付けの抗議文をそのまま転用した件におきまして、既に明らかとなった内容にもかかわらず、差し止めが間に合わず、新聞折込にて市民に周知のものとしてしまったこととお詫び申し上げます。

この度は、維新ジャーナル vol.5 のお詫び、及び大阪市交通局の内部調査により、「知人・友人紹介カード配布回収リスト」について、内部告発者自身が捏造し、当会派所属の議員に提供し、当会派所属の議員が委員会において本件リストに基づき、質疑をした件についての見解を、今回の維新ジャーナル号外・電子版として公表させていただきます。

### <皆様の疑問にお答えします>

① 本当に、リストのねつ造に大阪維新の会は関与していないのですか？

一切、関与していません。

② リストの真偽が確認できないうちに委員会で質疑すべきではないのでは？

確かに、内部告発者自身が、知人・友人紹介カード配布回収リストを捏造していたことは、誠に遺憾であり、許すことはできません。しかし、質疑すべきではないとすることは本質を見誤る議論です。

先の大阪市長選挙に関して、特定の候補者の当選を目的とした「知人・友人紹介カード」なるものが、大阪市交通局の職場内に存在し、勤務時間中に配布されていたこと自体、選挙運動であり、公務員組織としてあってはならない事態であって、ガバナンスのない組織となっていました。その事実を明らかにして内部告発したのは、当該内部告発者でした。内部告発者は民間で勤務した経験から、正義感に燃え、「このような職場は許されない」と固く考えたとのこと。先の選挙期間中、法定外文書である大交職員部組織強化活動委員会作成の「組活委 NEWS」が多数頒布されていた公職選挙法違反問題についても、当該内部告発者からの告発に基づくものです。

これらの内部告発について、当会派所属の議員が委員会で質疑を行い、市民の前にその真実を明らかにし、大阪市交通局により、コンプライアンスが徹底された組織、職場に是正を図ることが約束されています。この事実からも、内部告発者の情報や、当該議員の活動により、公務員組織としての組合活動の適正化が一步前進しています。

そのため、本件リストの捏造それ自体については、許されるものではありませんが、1867名の職員情報が正確に掲載されたリストであり、同リストを内部告発者から受けた当会派所属の議員が、委員会において、質疑をすること自体、何ら批判されるべきものではありません。

そもそも、議員が議会において、入手した資料の真偽を正すべく、質疑を行い、行政側にその調査を求めることはむしろ市民から与えられた職責といえます。

強制捜査権のない議員が、疑惑文書の真偽を確定、調査した上でなければ質疑ができない、というのであれば、疑惑の追及は「するな」ということになり、議員の自由な言論を阻害するものであって、許容されるものではありません。

市民には真実を知る権利があり、議員は市民の代表として自由な言論のもとで質疑を通じて真実を市民に明らかにするよう努め、その事実に基づいて市民が判断する、これが民主主義の根幹であると考えています。